

別 紙

新 旧 対 照 表

(注)アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
〔目 次〕 第 2 節 不動産所得及び事業所得 第10条の 4 (<u>(事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除)</u>) 関係 (廃 止) 第11条の 6 (<u>(資源再生化設備等の特別償却)</u>) 関係 第13条の 2 (<u>(支援事業所取引金額が増加した場合の 3 年以内取得資産の割増償却)</u>) 関係 第25条 (<u>(肉用牛の売却による農業所得の課税の特例)</u>) 関係 第 6 節 その他の特例 第41条の19 (<u>(特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例)</u>) 関係 第 2 節 不動産所得及び事業所得	〔目 次〕 第 2 節 不動産所得及び事業所得 第10条の 4 (<u>(事業基盤強化設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除)</u>) 関係 第10条の 7 (<u>(教育訓練費の額が増加した場合の所得税額の特別控除)</u>) 関係 第11条の 6 (<u>(再商品化設備等の特別償却)</u>) 関係 (新 設) (新 設) 第 6 節 その他の特例 (新 設) 第 2 節 不動産所得及び事業所得

第10条((試験研究を行った場合の所得税額の特別控除))関係

(試験研究費に含まれる人件費)

10—1 措置法第10条第8項第1号に規定する試験研究費(以下第10条関係において「試験研究費」という。)に含まれる人件費は、専門的知識をもって試験研究の業務に専ら従事する者に係るものをいうのであるから、たとえ研究所等に専属する者に係るものであっても、例えば、事務職員、守衛、運転手等のように試験研究に直接従事していない者に係るものは、これに含まれないことに留意する。

(試験研究費の額の範囲が改正された場合の取扱い)

10—4 試験研究費に含まれる費用の範囲が改正された場合には、措置法第10条第8項第6号に規定する「第6項の規定の適用を受けようとする年(……(……)。)………。」前3年以内の各年分」(以下10—6において「比較年」という。)又は同項第7号に規定する「適用年前2年以内の各年分」(以下10—6において「基準年」という。)の試験研究費の額についてもその改正後の規定により計算するものとする。

(試験研究費の額の統一的計算)

10—6 措置法第10条第6項第1号の規定は、試験研究費の額が増加した場合に適用を認めるものであるから、比較年、基準年及び適用年(同項に規定する「適用年」をいう。)の試験研究費の範囲、試験研究費を計算する場合の共通経費の配分基準等については、継続して同一の方法によるべきものであることに留意する。

(当該金額として記載された金額)

10—10 措置法第10条第10項及び第11項に規定する「当該金額として記載された金額」とは、その年分の確定申告書に記載されている同条第1項から第8項までの規定により計算した金額をいうのであるから、その後修正申告、更正等により所得税の額が増

第10条((試験研究を行った場合の所得税額の特別控除))関係

(試験研究費に含まれる人件費)

10—1 措置法第10条第7項第1号に規定する試験研究費(以下第10条関係において「試験研究費」という。)に含まれる人件費は、専門的知識をもって試験研究の業務に専ら従事する者に係るものをいうのであるから、たとえ研究所等に専属する者に係るものであっても、例えば、事務職員、守衛、運転手等のように試験研究に直接従事していない者に係るものは、これに含まれないことに留意する。

(試験研究費の額の範囲が改正された場合の取扱い)

10—4 試験研究費に含まれる費用の範囲が改正された場合には、措置法第10条第7項第6号に規定する「適用年前3年以内の各年分」(以下10—6において「比較年」という。)又は同項第7号に規定する「適用年前2年以内の各年分」(以下10—6において「基準年」という。)の試験研究費の額についてもその改正後の規定により計算するものとする。

(試験研究費の額の統一的計算)

10—6 措置法第10条第6項の規定は、試験研究費の額が増加した場合に適用を認めるものであるから、比較年、基準年及び適用年(同項に規定する「適用年」をいう。)の試験研究費の範囲、試験研究費を計算する場合の共通経費の配分基準等については、継続して同一の方法によるべきものであることに留意する。

(当該金額として記載された金額)

10—10 措置法第10条第9項及び第10項に規定する「当該金額として記載された金額」とは、その年分の確定申告書に記載されている同条第1項から第6項までの規定により計算した金額をいうのであるから、その後修正申告、更正等により所得税の額が増

改 正 後	改 正 前
加することとなっても、控除を受けることができる金額は、当該計算した金額に限られることに留意する。	加することとなっても、控除を受けることができる金額は、当該計算した金額に限られることに留意する。
第10条の2から第15条まで（（特別税額控除及び減価償却の特例）共通関係	第10条の2から第15条まで（（特別税額控除及び減価償却の特例）共通関係
（特別償却等の適用を受けたものの意義）	（特別償却等の適用を受けたものの意義）
10の2～15共—1 減価償却資産について措置法第10条の2第1項、第10条の3第1項、第10条の4第1項、第10条の5第1項、第10条の6第1項、第11条から第13条の3まで、第14条の2又は第15条の規定による特別償却額又は割増償却額を必要経費に算入していない場合であっても、その年分の確定申告書にその特別償却額又は割増償却額の繰越しに関する記載、明細書の添付等があるときは、その減価償却資産についてこれらの規定の適用を受けたものに該当することに留意する。	10の2～15共—1 減価償却資産について措置法第10条の2第1項、第10条の3第1項、第10条の4第1項、第10条の5第1項、第10条の6第1項、第11条から第13条の2まで、第14条の2又は第15条の規定による特別償却額又は割増償却額を必要経費に算入していない場合であっても、その年分の確定申告書にその特別償却額又は割増償却額の繰越しに関する記載、明細書の添付等があるときは、その減価償却資産についてこれらの規定の適用を受けたものに該当することに留意する。
（償却不足額の繰越しをする場合の償却限度額の計算）	（償却不足額の繰越しをする場合の償却限度額の計算）
10の2～15共—2 措置法第10条の2第1項、第10条の3第1項、第10条の4第1項、第10条の5第1項、第10条の6第1項、第11条から第13条の3まで、第14条の2又は第15条の規定による特別償却額又は割増償却額の償却不足額の繰越しをする減価償却資産につき、そのよるべき償却の方法として旧定率法、定率法又は取替法を採用している場合の償却不足額を生じた年の翌年分の当該減価償却資産の償却限度額の計算の基礎となる普通償却額は、その償却不足額が既に償却されたものとみなして旧定率法、定率法又は取替法により計算した場合の当該翌年分の普通償却額とする。	10の2～15共—2 措置法第10条の2第1項、第10条の3第1項、第10条の4第1項、第10条の5第1項、第10条の6第1項、第11条から第13条の2まで、第14条の2又は第15条の規定による特別償却額又は割増償却額の償却不足額の繰越しをする減価償却資産につき、そのよるべき償却の方法として旧定率法、定率法又は取替法を採用している場合の償却不足額を生じた年の翌年分の当該減価償却資産の償却限度額の計算の基礎となる普通償却額は、その償却不足額が既に償却されたものとみなして旧定率法、定率法又は取替法により計算した場合の当該翌年分の普通償却額とする。

第10条の2（（エネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除））関係

（当該金額として記載された金額）

10の2—5 措置法第10条の2第8項及び第9項に規定する「当該金額として記載された金額」の意義については、10—10の取扱いを準用する。

第10条の3（（中小企業者が機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除））関係

（廃 止）

第10条の2（（エネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除））関係

（当該金額として記載された金額）

10の2—5 措置法第10条の2第6項及び第7項に規定する「当該金額として記載された金額」の意義については、10—10の取扱いを準用する。

第10条の3（（中小企業者が機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除））関係

（農林業用の機械及び装置）

10の3—3 農業用又は林業用の減価償却資産が機械及び装置に該当するかどうかは、個々の減価償却資産の属性に基づき判定するのであるが、措置法第10条の3第1項の規定の適用上、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第七（以下この項において「別表第七」という。）に掲げる減価償却資産のうち次の表に掲げるものは機械及び装置に該当するものとする。

<u>別表第七の種類</u>	<u>左のうち機械及び装置に該当するもの</u>
<u>電動機</u> <u>内燃機関、ボイラー及びポンプ</u> <u>トラクター</u>	<u>全部</u>
<u>耕うん整地用機具</u> <u>耕土造成改良用機具</u> <u>栽培管理用機具</u> <u>防除用機具</u> <u>穀類収穫調整用機具</u> <u>飼料作物収穫調整用機具</u>	<u>動力により作動するもの及びトラクターに装着し又はけん引させて作業をするもの</u>

改正後	改正前								
	<table><tr><td><u>果樹、野菜又は花き収穫調整用機具</u></td><td></td></tr><tr><td><u>その他の農作物収穫調整用機具</u></td><td></td></tr><tr><td><u>農産物処理加工用機具</u> <u>(精米又は精麦機を除く。)</u> <u>家畜飼養管理用機具</u> <u>養蚕用機具</u> <u>造林又は伐木用機具</u></td><td><u>動力により作動するもの</u></td></tr><tr><td><u>その他の機具</u></td><td><u>精米機及び精麦機</u></td></tr></table>	<u>果樹、野菜又は花き収穫調整用機具</u>		<u>その他の農作物収穫調整用機具</u>		<u>農産物処理加工用機具</u> <u>(精米又は精麦機を除く。)</u> <u>家畜飼養管理用機具</u> <u>養蚕用機具</u> <u>造林又は伐木用機具</u>	<u>動力により作動するもの</u>	<u>その他の機具</u>	<u>精米機及び精麦機</u>
<u>果樹、野菜又は花き収穫調整用機具</u>									
<u>その他の農作物収穫調整用機具</u>									
<u>農産物処理加工用機具</u> <u>(精米又は精麦機を除く。)</u> <u>家畜飼養管理用機具</u> <u>養蚕用機具</u> <u>造林又は伐木用機具</u>	<u>動力により作動するもの</u>								
<u>その他の機具</u>	<u>精米機及び精麦機</u>								
(国庫補助金等をもって取得等した特定機械装置等の取得価額) <u>10の3—3</u> 措置法令第5条の5第3項に規定する機械及び装置、器具及び備品又はソフトウェアの取得価額が160万円以上、120万円以上又は70万円以上であるかどうかを判定する場合において、当該機械及び装置、器具及び備品又はソフトウェアが法第42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取得されたもの又は同条第2項に掲げるものであるときは、令第90条各号の規定により計算した金額に基づいてその判定を行うものとする。 (主たる事業でない場合の適用) <u>10の3—4</u> 個人の営む事業が指定事業に該当するかどうかは、当該個人が主たる事業としてその事業を営んでいる必要はないのであるから留意する。 (事業の判定) <u>10の3—5</u> 個人の営む事業が指定事業に該当するかどうかは、おおむね日本標準産業	(国庫補助金等をもって取得等した特定機械装置等の取得価額) <u>10の3—4</u> 措置法令第5条の5第3項に規定する機械及び装置、器具及び備品又はソフトウェアの取得価額が160万円以上、120万円以上又は70万円以上であるかどうかを判定する場合において、当該機械及び装置、器具及び備品又はソフトウェアが法第42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取得されたもの又は同条第2項に掲げるものであるときは、令第90条各号の規定により計算した金額に基づいてその判定を行うものとする。 (主たる事業でない場合の適用) <u>10の3—5</u> 個人の営む事業が指定事業に該当するかどうかは、当該個人が主たる事業としてその事業を営んでいる必要はないのであるから留意する。 (事業の判定) <u>10の3—6</u> 個人の営む事業が指定事業に該当するかどうかは、おおむね日本標準産業								

分類(総務省)の分類を基準として判定する。

(注) 措置法規則第5条の8第7項第11号に掲げる「サービス業」については、日本標準産業分類の「大分類G 情報通信業」(通信業を除く。)、「小分類693 駐車場業」、「中分類75 宿泊業」、「大分類P 医療、福祉」、「大分類O 教育、学習支援業」、「中分類87 協同組合(他に分類されないもの)」及び「大分類Q サービス業(他に分類されないもの)」(旅行業を除く。)に分類する事業が該当する。

(その他これらの事業に含まれないもの)

10の3—6 措置法規則第5条の8第7項第2号かつこ書の料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブに類する事業には、例えば、大衆酒場及びビヤホールのように一般大衆が日常利用する飲食店は含まれないものとする。

(指定事業とその他の事業とに共通して使用される特定機械装置等)

10の3—7 指定事業とその他の事業とを営む個人が、その取得等をした特定機械装置等をそれぞれの事業に共通して使用している場合には、その全部を指定事業の用に供したものととして措置法第10条の3第1項又は第3項の規定を適用する。

(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)

10の3—8 中小企業者が、その取得等をした特定機械装置等を自己の下請業者に貸与した場合において、当該特定機械装置等が専ら当該個人のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該特定機械装置等は当該個人の営む事業の用に供したものととして措置法第10条の3第1項又は第3項の規定を適用する。

(ソフトウェアの改良費用)

10の3—9 青色申告書を提出する個人が、その有するソフトウェアにつき新たな機能の追加、機能の向上等に該当するプログラムの修正、改良等のための費用を支出した

分類(総務省)の分類を基準として判定する。

(注) 措置法規則第5条の8第7項第10号に掲げる「サービス業」については、日本標準産業分類の「大分類H 情報通信業」(「中分類37 通信業」を除く。)、「小分類693 駐車場業」、「中分類72 宿泊業」、「大分類N 医療、福祉」、「大分類O 教育、学習支援業」、「中分類79 協同組合(他に分類されないもの)」及び「大分類Q サービス業(他に分類されないもの)」(「小分類831 旅行業」を除く。)に分類する事業が該当する。

(その他これらの事業に含まれないもの)

10の3—7 措置法規則第5条の8第7項第2号かつこ書の料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブに類する事業には、例えば、大衆酒場及びビヤホールのように一般大衆が日常利用する飲食店は含まれないものとする。

(指定事業とその他の事業とに共通して使用される特定機械装置等)

10の3—8 指定事業とその他の事業とを営む個人が、その取得等をした特定機械装置等をそれぞれの事業に共通して使用している場合には、その全部を指定事業の用に供したものととして措置法第10条の3第1項又は第3項の規定を適用する。

(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)

10の3—9 中小企業者が、その取得等をした特定機械装置等を自己の下請業者に貸与した場合において、当該特定機械装置等が専ら当該個人のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該特定機械装置等は当該個人の営む事業の用に供したものととして措置法第10条の3第1項又は第3項の規定を適用する。

(ソフトウェアの改良費用)

10の3—10 青色申告書を提出する個人が、その有するソフトウェアにつき新たな機能の追加、機能の向上等に該当するプログラムの修正、改良等のための費用を支出した

改 正 後	改 正 前
場合において、その付加された機能等の内容からみて、実質的に新たなソフトウェアを取得したことと同様の状況にあるものと認められるときは、当該費用の額をソフトウェアの取得価額として措置法第10条の3第1項又は第3項の規定の適用があるものとする。 (附属機器等の同時設置の意義) <u>10の3—10</u> 措置法規則第5条の8第1項第1号において本体と同時に設置することを条件として特定機械装置等に該当する旨の定めのある附属の機器等には、一の計画に基づき本体を設置してから相当期間内に設置するこれらの附属の機器等が含まれるものとする。 (特定機械装置等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算) <u>10の3—11</u> 特定機械装置等を指定事業の用に供した日の属する年の翌年以後の年において当該特定機械装置等の対価の額につき値引きがあった場合には、その指定事業の用に供した年にさかのぼって当該値引きのあった特定機械装置等に係る措置法第10条の3第3項に規定する税額控除限度額の修正を行うものとする。 (所得税額の特別控除の計算の基礎となる各種所得の金額) <u>10の3—12</u> 措置法令第5条の5第8項に規定する「……………利子所得の金額、配当所得の金額、……………又は雑所得の金額」とは、いわゆる黒字の金額をいうのであることに留意する。 (当該金額として記載された金額) <u>10の3—13</u> 措置法第10条の3第8項及び第9項に規定する「当該金額として記載され	場合において、その付加された機能等の内容からみて、実質的に新たなソフトウェアを取得したことと同様の状況にあるものと認められるときは、当該費用の額をソフトウェアの取得価額として措置法第10条の3第1項又は第3項の規定の適用があるものとする。 (附属機器等の同時設置の意義) <u>10の3—11</u> 措置法規則第5条の8第1項第1号において本体と同時に設置することを条件として特定機械装置等に該当する旨の定めのある附属の機器等には、一の計画に基づき本体を設置してから相当期間内に設置するこれらの附属の機器等が含まれるものとする。 (特定機械装置等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算) <u>10の3—12</u> 特定機械装置等を指定事業の用に供した日の属する年の翌年以後の年において当該特定機械装置等の対価の額につき値引きがあった場合には、その指定事業の用に供した年にさかのぼって当該値引きのあった特定機械装置等に係る措置法第10条の3第3項に規定する税額控除限度額の修正を行うものとする。 (所得税額の特別控除の計算の基礎となる各種所得の金額) <u>10の3—13</u> 措置法令第5条の5第8項に規定する「……………利子所得の金額、配当所得の金額、……………又は雑所得の金額」とは、いわゆる黒字の金額をいうのであることに留意する。 (当該金額として記載された金額) <u>10の3—14</u> 措置法第10条の3第8項及び第9項に規定する「当該金額として記載され

た金額」の意義については、10—10の取扱いを準用する。

第10条の4（事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除）
関係

（他の者から支払を受ける金額の範囲）

10の4—11 措置法第10条の4第6項の規定の適用上、同条第7項第1号に規定する教育訓練費（以下この項及び10の4—12において「教育訓練費」という。）の額から控除する「他の者から支払を受ける金額」には、次に掲げる金額が含まれる。

- （1） 国等からその教育訓練費に充てるために交付を受けた補助金
- （2） 販売業者等である個人がその使用人の教育訓練費に充てるために当該個人の取扱商品の製造業者等から交付を受けた金銭の額

（教育訓練費の範囲）

10の4—12 教育訓練費は、個人が自己の使用人に対して行う教育訓練等（措置法令第5条の6第11項第1号に規定する教育訓練等をいう。以下この項において同じ。）の費用に限られるのであるが、一の教育訓練等に自己の工場又は店舗等内で当該個人の事業に従事する専属下請先等の従業員で自己の使用人と同等の事情にある者が含まれている場合であって、その者の数が極めて少数であるときには、その一の教育訓練等の費用の全額を当該個人の教育訓練費の額とすることができるものとする。

（注） 一の教育訓練等に自己の使用人とそれ以外の者が含まれている場合には、当該個人の教育訓練費の額は、本文の取扱いを適用する場合を除き、当該教育訓練等の費用の額を自己の使用人の受講者数とそれ以外の受講者数との比等の合理的な基準によってあん分する方法で計算した金額になることに留意する。

た金額」の意義については、10—10の取扱いを準用する。

第10条の4（事業基盤強化設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除）関係

（新 設）

（新 設）

改 正 後	改 正 前
(当該金額として記載された金額) <u>10の4—13</u> 措置法第10条の4 <u>第10項及び第11項</u>に規定する「当該金額として記載された金額」の意義については、10—10の取扱いを準用する。 第10条の6 ((情報基盤強化設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除)) 関係 (国庫補助金等をもって取得等した情報基盤強化設備等の取得価額) <u>10の6—1</u> 措置法第10条の6 第1項に規定する情報基盤強化設備等(以下10の6 関係において「情報基盤強化設備等」という。)の取得価額の合計額が措置法令第5条の8 第1項に規定する<u>70万円以上</u>であるかどうかを判定する場合において、当該情報基盤強化設備等が法第42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取得されたもの又は同条第2項に掲げるものであるときは、令第90条各号の規定により計算した金額に基づいてその判定を行うものとする。 (廃 止) (廃 止)	(当該金額として記載された金額) <u>10の4—11</u> 措置法第10条の4 <u>第8項及び第9項</u>に規定する「当該金額として記載された金額」の意義については、10—10の取扱いを準用する。 第10条の6 ((情報基盤強化設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除)) 関係 (国庫補助金等をもって取得等した情報基盤強化設備等の取得価額) <u>10の6—1</u> 措置法第10条の6 第1項に規定する情報基盤強化設備等(以下10の6 関係において「情報基盤強化設備等」という。)の取得価額の合計額が措置法令第5条の8 第1項に規定する<u>300万円以上</u>であるかどうかを判定する場合において、当該情報基盤強化設備等が法第42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取得されたもの又は同条第2項に掲げるものであるときは、令第90条各号の規定により計算した金額に基づいてその判定を行うものとする。 <u>第10条の7 ((教育訓練費の額が増加した場合の所得税額の特別控除))関係</u> (他の者から支払を受ける金額の範囲) <u>10の7—1</u> 措置法第10条の7 第1項の規定の適用上、同条第3項第1号に規定する教育訓練費(以下この項及び10の7—2において「教育訓練費」という。)の額から控除する「他の者から支払を受ける金額」には、次に掲げる金額が含まれる。 (1) 国等からその教育訓練費に充てるため交付を受けた補助金

(廃 止)

第11条((特定設備等の特別償却))関係

〔共通事項〕

(特別償却の対象となる特定設備等)

11—1 特定設備等の特別償却の規定は、青色申告書を提出する個人が取得し、又は製作し、若しくは建設した措置法第11条第1項に規定する特定設備等(以下11—4までにおいて「特定設備等」という。)が次のすべてに該当する場合に限って適用があることに留意する。

- (1) その製作又は建設の後事業の用に供されたことのないいわゆる新品であること。

- (2) 販売業者等である個人がその使用人の教育訓練費に充てるために当該個人の取扱商品の製造業者等から交付を受けた金銭の額

(教育訓練費の範囲)

10の7—2 教育訓練費は、個人が自己の使用人に対して行う教育訓練等(措置法令第5条の9第5項第1号に規定する教育訓練等をいう。以下この項において同じ。)の費用に限られるのであるが、一の教育訓練等に自己の工場又は店舗等内で当該個人の事業に従事する専属下請先等の従業員で自己の使用人と同等の事情にある者が含まれている場合であって、その者の数が極めて少数であるときには、その一の教育訓練等の費用の全額を当該個人の教育訓練費の額とすることができるものとする。

- (注) 一の教育訓練等に自己の使用人とそれ以外の者が含まれている場合には、当該個人の教育訓練費の額は、本文の取扱いを適用する場合を除き、当該教育訓練等の費用の額を自己の使用人の受講者数とそれ以外の受講者数との比等の合理的な基準によってあん分する方法で計算した金額になることに留意する。

第11条((特定設備等の特別償却))関係

〔共通事項〕

(特別償却の対象となる特定設備等)

11—1 特定設備等の特別償却の規定は、青色申告書を提出する個人が取得し、又は製作し、若しくは建設した措置法第11条第1項に規定する特定設備等(以下11—4までにおいて「特定設備等」という。)が次のすべてに該当する場合に限って適用があることに留意する。

- (1) その製作又は建設の後事業の用に供されたことのないいわゆる新品であること。

改 正 後	改 正 前
(2) 当該特定設備等について措置法令第5条の10第6項に定める期間(以下この項において「指定期間」という。)内に当該個人が取得し、又は製作し、若しくは建設し、かつ、指定期間内に事業の用に供したものであること。 (特定設備等を貸し付けた場合の不適用) 11—4 個人が取得し、又は製作し、若しくは建設した特定設備等を他に貸付けた場合には、措置法第11条第1項の規定により、措置法令第5条の10第7項に規定する船舶貸渡業を営む個人がその船舶を他に貸付けた場合を除き、その貸付けた特定設備等については、同法第11条第1項の規定の適用がないことに留意する。 (附属機器等の同時設置の意義) 11—5 昭和48年5月29日付大蔵省告示第69号(租税特別措置法第11条第1項の表の第1号及び第2号の規定の適用を受ける機械その他の減価償却資産及び期間を指定する件の告示。以下11—8において「告示」という。)別表において本体と同時に設置することを条件として特別償却の対象とする旨の定めのある附属の機器等には、一の計画に基づき本体を設置してから相当期間内に設置するこれらの附属の機器等が含まれるものとする。 〔公害防止設備〕 (新增設備の範囲) 11—10 措置法令第5条の10第2項に規定する「新設又は増設をして事業の用に供するもの」には、個人が事業の用に供する同条第3項に規定する「既存の機械その他の減価償却資産に代えて設置するもの」は含まれないのであるが、次に掲げる減価償却資	(2) 当該特定設備等について措置法令第5条の10第7項に定める期間(以下この項において「指定期間」という。)内に当該個人が取得し、又は製作し、若しくは建設し、かつ、指定期間内に事業の用に供したものであること。 (特定設備等を貸し付けた場合の不適用) 11—4 個人が取得し、又は製作し、若しくは建設した特定設備等を他に貸付けた場合には、措置法第11条第1項の規定により、措置法令第5条の10第8項に規定する船舶貸渡業を営む個人がその船舶を他に貸付けた場合を除き、その貸付けた特定設備等については、同法第11条第1項の規定の適用がないことに留意する。 (附属機器等の同時設置の意義) 11—5 昭和48年5月29日付大蔵省告示第69号(租税特別措置法第11条第1項の表の第1号及び第2号の規定の適用を受ける機械その他の減価償却資産及び期間を指定する件の告示。以下11—8 及び11—11において「告示」という。)別表において本体と同時に設置することを条件として特別償却の対象とする旨の定めのある附属の機器等には、一の計画に基づき本体を設置してから相当期間内に設置するこれらの附属の機器等が含まれるものとする。 〔公害防止設備〕 (新增設備の範囲) 11—10 措置法令第5条の10第2項に規定する「新設又は増設をして事業の用に供するもの」には、個人が事業の用に供する同条第3項に規定する「既存の機械その他の減価償却資産に代えて設置するもの」は含まれないのであるが、次に掲げる減価償却資

産については、新設又は増設に係るものとして同条第2項の規定を適用し、同条第3項の規定を適用しないことができるものとする。

(1) 既存設備が災害により滅失又は損壊したためその代替設備として取得等をした指定公害防止用設備(措置法令第5条の10第1項の規定により財務大臣が指定した機械その他の減価償却資産をいう。以下この項において同じ。)

(2) 既存設備の取替え又は更新のために指定公害防止用設備の取得等をした場合で、その取得等により処理能力等が従前に比して相当程度(おおむね30%)以上増加したときにおける当該指定公害防止用設備のうちその処理能力等が増加した部分に係るもの

(注) 指定公害防止用設備が措置法規則第5条の12第2項及び第4項第2号ロに規定する「規制基準に係る数値で除して計算した割合」及び「処理能力」に係る要件を満たすものであるかどうかは、その指定公害防止用設備の全体によって判定するものとする。

(廃止)

〔海洋運輸業の意義〕

(海洋運輸業又は沿海運輸業の意義)

11—11 措置法令第5条の10第4項に規定する海洋運輸業又は沿海運輸業とは、海洋又は沿海における運送営業に限られるから、たとえ海上運送法の規定により船舶運航事業を営もうとする旨の届出をしていても、専ら自家貨物の運送を行う場合には、その

産については、新設又は増設に係るものとして同条第2項の規定を適用し、同条第3項の規定を適用しないことができるものとする。

(1) 既存設備が災害により滅失又は損壊したためその代替設備として取得等をした指定公害防止用設備(措置法令第5条の10第1項の規定により財務大臣が指定した機械その他の減価償却資産をいう。以下この項において同じ。)

(2) 既存設備の取替え又は更新のために指定公害防止用設備の取得等をした場合で、その取得等により処理能力等が従前に比して相当程度(おおむね30%)以上増加したときにおける当該指定公害防止用設備のうちその処理能力等が増加した部分に係るもの

(注) 指定公害防止用設備が措置法規則第5条の12第2項第2号ロ及び第6項第2号ロに規定する「規制基準に対する処理割合」及び「処理能力」に係る要件を満たすものであるかどうかは、その指定公害防止用設備の全体によって判定するものとする。

(ばい煙の処理の用に主として使用することの判定)

11—11 大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第2条第1項に規定するばい煙及び同条第8項に規定する粉じん並びに同法第17条第1項に規定する特定物資の処理に共用されている告示別表1に掲げるばい煙処理用設備が、当該ばい煙の処理の用に主として使用されているかどうかは、当該設備の設置目的、構造、使用状況等からみて、当該設備が主としてばい煙の処理のために設置されたかどうかにより判定する。

〔海洋運輸業の意義〕

(海洋運輸業又は沿海運輸業の意義)

11—12 措置法令第5条の10第5項に規定する海洋運輸業又は沿海運輸業とは、海洋又は沿海における運送営業に限られるから、たとえ海上運送法の規定により船舶運航事業を営もうとする旨の届出をしていても、専ら自家貨物の運送を行う場合には、その

改正後	改正前
営む運送は、海洋運輸業又は沿海運輸業に該当しないことに留意する。 (注) 同項に規定する海洋運輸業又は沿海運輸業については、日本標準産業分類(総務省)の「小分類451 外航海運業」又は「小分類452 沿海海運業」に分類する事業が該当する。 第11条の5((集積区域における集積産業用資産の特別償却))関係 (国庫補助金等をもって取得等した集積産業用資産の取得価額) 11の5—1 措置法第11条の5第1項に規定する集積産業用資産(以下11の5関係において「集積産業用資産」という。)の取得価額の合計額が措置法令第6条第2項第1号ロに規定する3億円以上(同条第1項に規定する農林漁業関連業種(以下この項及び11の5—4において「農林漁業関連業種」という。)に属する事業の用に供するものである場合には4,000万円以上)又は同条第2項第2号に規定する5億円以上(農林漁業関連業種に属する事業の用に供するものである場合には5,000万円以上)であるかどうかを判定する場合において、当該集積産業用資産が法第42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取得されたもの又は同条第2項に掲げるものであるときは、令第90条各号により計算した金額に基づいてその判定を行うものとする。 (注) 措置法令第6条第2項第1号ロに規定する機械及び装置の取得価額の合計額が3億円以上又は4,000万円以上であるかどうかの判定は、同号ロに規定する承認企業立地計画に基づき取得又は製作をする機械及び装置の取得価額の合計額によることに留意する。	営む運送は、海洋運輸業又は沿海運輸業に該当しないことに留意する。 (注) 同項に規定する海洋運輸業又は沿海運輸業については、日本標準産業分類(総務省)の「小分類451 外航海運業」又は「小分類452 沿海海運業」に分類する事業が該当する。 第11条の5((集積区域における集積産業用資産の特別償却))関係 (国庫補助金等をもって取得等した集積産業用資産の取得価額) 11の5—1 措置法第11条の5第1項に規定する集積産業用資産(以下11の5関係において「集積産業用資産」という。)の取得価額の合計額が措置法令第6条第1号ロに規定する3億円以上又は同条第2号に規定する5億円以上であるかどうかを判定する場合において、当該集積産業用資産が法第42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取得されたもの又は同条第2項に掲げるものであるときは、令第90条各号により計算した金額に基づいてその判定を行うものとする。 (注) 措置法令第6条第1号ロに規定する機械及び装置の取得価額の合計額が3億円以上であるかどうかの判定は、同号ロに規定する承認企業立地計画に基づき取得又は製作をする機械及び装置の取得価額の合計額によることに留意する。

(機械及び装置の取得価額の判定単位)

11の5—2 措置法令第6条第2項第1号イに規定する機械及び装置の1台又は1基の取得価額が1,000万円以上(農林漁業関連業種に属する事業の用に供するものである場合には500万円以上)であるかどうかについては、通常1単位として取引される単位ごとに判定するのであるが、個々の機械及び装置の本体と同時に設置する自動調整装置又は原動機のような附属機器で当該本体と一体となって使用するものがある場合には、これらの附属機器を含めたところによりその判定を行うことができるものとする。

(注) 法第42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取得されたもの又は同条第2項に掲げるものであるときは、令第90条各号により計算した金額に基づいてその判定を行うものとする。

(特別償却の対象となる工場用の建物の附属設備)

11の5—4 集積産業用資産である工場用の建物(建物が農林業種関連業種に属する事業の用に供するものである場合には、作業場用、倉庫用又は展示場用の建物を含む。以下11の5—5において同じ。)の附属設備は、当該建物と共に取得する場合における建物附属設備に限られることに留意する。

第11条の6((資源再生化設備等の特別償却))関係

(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)

11の6—1 個人が、その取得又は製作若しくは建設をした措置法第11条の6第1項に規定する資源再生化設備等を自己の下請業者に貸与した場合において、その貸し付けている資源再生化設備等が専ら当該個人の製造する製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該資源再生化設備等は当該個人の営む事業の用に供したものであるものとして取り扱う。

(機械及び装置の取得価額の判定単位)

11の5—2 措置法令第6条第1号イに規定する機械及び装置の1台又は1基の取得価額が1,000万円以上であるかどうかについては、通常1単位として取引される単位ごとに判定するのであるが、個々の機械及び装置の本体と同時に設置する自動調整装置又は原動機のような附属機器で当該本体と一体となって使用するものがある場合には、これらの附属機器を含めたところによりその判定を行うことができるものとする。

(注) 法第42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取得されたもの又は同条第2項に掲げるものであるときは、令第90条各号により計算した金額に基づいてその判定を行うものとする。

(特別償却の対象となる工場用の建物の附属設備)

11の5—4 集積産業用資産である工場用の建物の附属設備は、当該建物と共に取得する場合における建物附属設備に限られることに留意する。

第11条の6((再商品化設備等の特別償却))関係

(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)

11の6—1 個人が、その取得又は製作若しくは建設をした措置法第11条の6第1項に規定する再商品化設備等を自己の下請業者に貸与した場合において、当該再商品化設備等が専ら当該個人のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該再商品化設備等は当該個人の営む事業の用に供したものであるものとして同条の規定を適用する。

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	<u>(自動車破砕残さ再資源化設備の範囲)</u> <u>11の6—3 措置法第11条の6第1項の規定の適用を受けることができる自動車破砕残さ再資源化設備(平成8年3月31日付大蔵省告示第96号の別表1の2の項に掲げる機械その他の減価償却資産をいう。)</u> は、 <u>措置法規則第5条の16に定める要件を満たす施設に設置されるものに限られるものであるから、使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則第26条第1号に規定する基準適合施設に該当する施設であっても、同号に規定する施設投入回収割合が100分の70未満である施設に設置されるものについては、適用がないことに留意する。</u> <u>(注) 施設が措置法規則第5条の16に定める要件を満たすかどうかは、施設に自動車破砕残さ再資源化設備が設置される効果を加味して判定して差し支えない。</u>
第12条((特定地域における工業用機械等の特別償却))関係	第12条((特定地域における工業用機械等の特別償却))関係
(生産等設備の範囲)	(生産等設備の範囲)
12—1 措置法令 <u>第6条の3第2項</u> に規定する生産等設備は、製造の事業又は同条第6項、第9項、第11項若しくは第12項に規定する事業の用に直接供される減価償却資産で構成されているものをいう。したがって、例えば、本店、販売所、寄宿舍等の建物、事務用器具備品、乗用自動車、福利厚生施設のようなものは、これに該当しない。	12—1 措置法令 <u>第6条の5第2項</u> に規定する生産等設備は、製造の事業又は同条第6項、第9項、第11項若しくは第12項に規定する事業の用に直接供される減価償却資産で構成されているものをいう。したがって、例えば、本店、販売所、寄宿舍等の建物、事務用器具備品、乗用自動車、福利厚生施設のようなものは、これに該当しない。
(一の生産等設備の取得価額基準の判定)	(一の生産等設備の取得価額基準の判定)
12—3 措置法令 <u>第6条の3第2項</u> の一の生産等設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が2,000万円又は1,000万円を超えるかどうかの判定は、当該減価償却資産	12—3 措置法令 <u>第6条の5第2項</u> の一の生産等設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が2,000万円又は1,000万円を超えるかどうかの判定は、当該減価償却資産

のうち措置法第12条以外の特別償却等の適用を受けるものの取得価額を含めたところによる。

(国庫補助金等をもって取得等した減価償却資産の取得価額)

12—4 措置法令第6条の3第2項に規定する一の生産等設備を構成する減価償却資産のうちに、法第42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取得されたもの若しくは同条第2項に掲げるものがある場合又は措置法第33条の6第2項、同法第37条の3第2項若しくは同法第37条の5第2項の規定により同法第12条の規定の適用がないこととされるものがある場合において、同令第6条の5第2項に規定する取得価額の合計額が2,000万円又は1,000万円を超えるかどうかを判定するときは、令第90条各号、措置法第33条の6第1項、同法第37条の3第1項又は同法第37条の5第3項の規定にかかわらず、実際の取得価額によるものとする。

(注) 法第42条の規定の適用を受けた減価償却資産が措置法第12条第1項に規定する工業用機械等に該当する場合には、同項に規定する取得価額は、令第90条各号の規定により計算した金額によることに留意する。

(工場用又は作業場用等の建物及びその附属設備の意義)

12—8 措置法第12条第1項に規定する工場用の建物及びその附属設備並びに措置法令第6条の3第8項、第10項及び第11項に規定する作業場用等の建物及びその附属設備には、次に掲げる建物及びその附属設備を含むことに取り扱う。

(1) 工場又は作業場等の構内にある守衛所、詰所、自転車置場、浴場その他これらに類するもので工場用又は作業場用等の建物としての耐用年数を適用するもの及びこれらの建物の附属設備

(2) 発電所又は変電所の用に供する建物及びこれらの建物の附属設備

(注) 倉庫用の建物は、工場用又は作業場用の建物に該当しない。

のうち措置法第12条以外の特別償却等の適用を受けるものの取得価額を含めたところによる。

(国庫補助金等をもって取得等した減価償却資産の取得価額)

12—4 措置法令第6条の5第2項に規定する一の生産等設備を構成する減価償却資産のうちに、法第42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取得されたもの若しくは同条第2項に掲げるものがある場合又は措置法第33条の6第2項、同法第37条の3第2項若しくは同法第37条の5第2項の規定により同法第12条の規定の適用がないこととされるものがある場合において、同令第6条の5第2項に規定する取得価額の合計額が2,000万円又は1,000万円を超えるかどうかを判定するときは、令第90条各号、措置法第33条の6第1項、同法第37条の3第1項又は同法第37条の5第3項の規定にかかわらず、実際の取得価額によるものとする。

(注) 法第42条の規定の適用を受けた減価償却資産が措置法第12条第1項に規定する工業用機械等に該当する場合には、同項に規定する取得価額は、令第90条各号の規定により計算した金額によることに留意する。

(工場用又は作業場用等の建物及びその附属設備の意義)

12—8 措置法第12条第1項に規定する工場用の建物及びその附属設備並びに措置法令第6条の5第8項、第10項及び第11項に規定する作業場用等の建物及びその附属設備には、次に掲げる建物及びその附属設備を含むことに取り扱う。

(1) 工場又は作業場等の構内にある守衛所、詰所、自転車置場、浴場その他これらに類するもので工場用又は作業場用等の建物としての耐用年数を適用するもの及びこれらの建物の附属設備

(2) 発電所又は変電所の用に供する建物及びこれらの建物の附属設備

(注) 倉庫用の建物は、工場用又は作業場用の建物に該当しない。

改 正 後	改 正 前
(取得価額の合計額が2,000万円又は1,000万円を超えるかどうかの判定) 12—11 措置法令第6条の3第2項に規定する一の生産等設備でこれを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が2,000万円又は1,000万円を超えるかどうかの判定については、その新設又は増設に係る事業計画ごとに判定する。 第12条の2((医療用機器等の特別償却))関係 (取得価額の判定単位) 12の2—1 措置法令第6条の4第1項に規定する機械及び装置並びに器具及び備品の1台又は1基の取得価額が500万円以上であるかどうかについては、通常一単位として取引される単位ごとに判定するのであるが、個々の機械及び装置の本体と同時に設置する自動調整装置又は原動機のような附属機器で当該本体と一体となって使用するものがある場合には、これらの附属機器を含めたところによりその判定を行うことができるものとする。 (国庫補助金等をもって取得等した減価償却資産の取得価額) 12の2—2 措置法令第6条の4第1項に規定する機械及び装置並びに器具及び備品の1台又は1基の取得価額が500万円以上であるかどうかを判定する場合において、当該機械及び装置並びに器具及び備品が法第42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取得されたもの又は同条第2項に掲げるものであるときは、令第90条各号の規定により計算した金額に基づいてその判定を行うものとする。	(取得価額の合計額が2,000万円又は1,000万円を超えるかどうかの判定) 12—11 措置法令第6条の5第2項に規定する一の生産等設備でこれを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が2,000万円又は1,000万円を超えるかどうかの判定については、その新設又は増設に係る事業計画ごとに判定する。 第12条の2((医療用機器等の特別償却))関係 (取得価額の判定単位) 12の2—1 措置法令第6条の6第1項に規定する機械及び装置並びに器具及び備品の1台又は1基の取得価額が500万円以上であるかどうかについては、通常一単位として取引される単位ごとに判定するのであるが、個々の機械及び装置の本体と同時に設置する自動調整装置又は原動機のような附属機器で当該本体と一体となって使用するものがある場合には、これらの附属機器を含めたところによりその判定を行うことができるものとする。 (国庫補助金等をもって取得等した減価償却資産の取得価額) 12の2—2 措置法令第6条の6第1項に規定する機械及び装置並びに器具及び備品の1台又は1基の取得価額が500万円以上であるかどうかを判定する場合において、当該機械及び装置並びに器具及び備品が法第42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取得されたもの又は同条第2項に掲げるものであるときは、令第90条各号の規定により計算した金額に基づいてその判定を行うものとする。

第13条((障害者を雇用する場合の機械等の割増償却))関係

(公共職業安定所の長の証明)

13—2 措置法令第6条の6第2項、第5項及び第6項の公共職業安定所の長の証明は、少なくとも当該年分の確定申告書の提出期限までに受けるものとし、税務署長の要求があった場合には、遅滞なく呈示できるよう保存しておくものとする。

(障害者雇用割合の計算)

13—4 措置法第13条第5項第2号に規定する障害者雇用割合を計算する場合において、当該障害者雇用割合の計算の分母となる常時雇用する従業員の総数には措置法令第6条の6第5項に規定する短時間労働者の数は含まれないのであるが、当該障害者雇用割合の計算の分子となる雇用障害者数には同条第6項に規定する重度の障害者である短時間労働者の数が含まれることに留意する。

第13条の2((支援事業所取引金額が増加した場合の3年以内取得資産の割増償却))関係

(3年以内取得資産に係る特別償却限度額の合計額が支援事業所取引増加額を超える場合の計算)

13の2—1 措置法第13条の2第2項に規定する3年以内取得資産(以下この項において「3年以内取得資産」という。)に係る特別償却限度額の合計額が、同項に規定する支援事業所取引増加額(以下この項において「支援事業所取引増加額」という。)を超えることにより、同項に規定する特別償却限度額の合計額が支援事業所取引増加額とされる場合において、当該特別償却限度額の合計額をいずれの3年以内取得資産に配分するかは、個々の3年以内取得資産に係る特別償却限度額を限度として、個人の計算によることができる。

第13条((障害者を雇用する場合の機械等の割増償却))関係

(公共職業安定所の長の証明)

13—2 措置法令第6条の8第2項、第5項及び第6項の公共職業安定所の長の証明は、少なくとも当該年分の確定申告書の提出期限までに受けるものとし、税務署長の要求があった場合には、遅滞なく呈示できるよう保存しておくものとする。

(障害者雇用割合の計算)

13—4 措置法第13条第5項第2号に規定する障害者雇用割合を計算する場合において、当該障害者雇用割合の計算の分母となる常時雇用する従業員の総数には措置法令第6条の8第5項に規定する短時間労働者の数は含まれないのであるが、当該障害者雇用割合の計算の分子となる雇用障害者数には同条第6項に規定する重度の障害者である短時間労働者の数が含まれることに留意する。

(新 設)

(新 設)

改正後	改正前
第14条の2((特定再開発建築物等の割増償却)関係) (昇降機の設置されている建築物の範囲) 14の2—4 措置法令第7条の2第7項第2号に規定する昇降機が設置されている特別特定建築物は、(1)及び(2)の階に停止するかごを備えたエレベーターを、(1)の階ごとに一以上設置している建築物に限られることに留意する。 (1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室、車いす使用者用便房、車いす使用者用駐車施設、車いす使用者用客室又は車いす使用者用浴室等がある階 (2) 直接地上へ通ずる出入口がある階 (注)1 例えば、地上1階部分のみが不特定かつ多数の者に利用され、又は主に高齢者、身体障害者等に利用されることとされている建物が、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る同法第2条第17号に規定する特別特定建築物に該当する場合であっても、当該建物に係るエレベーターは措置法令第7条の2第7項第2号に規定する昇降機に該当しないことから、当該建物については、措置法第14条の2第1項の規定の適用がないことに留意する。 2 措置法令第7条の2第7項第2号に規定する昇降機は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次のエレベーターごとに定める事項に適合するものであることに留意する。 (1) 本文の一以上設置すべきこととされているエレベーター イ 不特定かつ多数の者が利用するエレベーター 高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造	第14条の2((特定再開発建築物等の割増償却)関係) (昇降機の設置されている建築物の範囲) 14の2—4 措置法令第7条の2第7項第2号に規定する昇降機が設置されている特別特定建築物は、(1)及び(2)の階に停止するかごを備えたエレベーターを、(1)の階ごとに一以上設置している建築物に限られることに留意する。 (1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、<u>身体</u>障害者等が利用する居室、車いす使用者用便房、車いす使用者用駐車施設、車いす使用者用客室又は車いす使用者用浴室等がある階 (2) 直接地上へ通ずる出入口がある階 (注)1 例えば、地上1階部分のみが不特定かつ多数の者に利用され、又は主に高齢者、身体障害者等に利用されることとされている建物が、高齢者、<u>身体</u>障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る同法第2条第17号に規定する特別特定建築物に該当する場合であっても、当該建物に係るエレベーターは措置法令第7条の2第7項第2号に規定する昇降機に該当しないことから、当該建物については、措置法第14条の2第1項の規定の適用がないことに留意する。 2 措置法令第7条の2第7項第2号に規定する昇降機は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次のエレベーターごとに定める事項に適合するものであることに留意する。 (1) 本文の一以上設置すべきこととされているエレベーター イ 不特定かつ多数の者が利用するエレベーター 高齢者、<u>身体</u>障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の

及び配置に関する基準を定める省令(以下「基準省令」という。)第7条第5項及び第6項に規定する事項

ロ 主として高齢者、障害者等が利用するエレベーター 基準省令第18条により読み替えて適用される基準省令第7条第3項に規定する事項及び同条第6項(視覚障害者が利用するエレベーターに限る。)に規定する事項

(2) (1)のエレベーター以外のエレベーター

イ 不特定かつ多数の者が利用するエレベーター 基準省令第18条により読み替えて適用される基準省令第7条第2項に規定する事項及び同条第4項に規定する事項

ロ 主として高齢者、障害者等が利用するエレベーター 基準省令第18条により読み替えて適用される基準省令第7条第2項に規定する事項

第25条((肉用牛の売却による農業所得の課税の特例))関係

(免税対象飼育牛の売却価額の計算)

25-1 措置法第25条第1項に規定する免税対象飼育牛(以下この項において「免税対象飼育牛」という。)に該当する肉用牛の頭数の合計が2,000頭を超える場合において、同条第2項第1号に規定する「当該超える部分の免税対象飼育牛の売却価額」がいずれの免税対象飼育牛の売却価額の合計額であるかは、個人の計算によるものとする。

第5節 住宅借入金等特別控除

第41条の3の2((特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例))関係

構造及び配置に関する基準を定める省令(以下「基準省令」という。)第7条第5項及び第6項に規定する事項

ロ 主として高齢者、身体障害者等が利用するエレベーター 基準省令第18条により読み替えて適用される基準省令第7条第3項に規定する事項及び同条第6項(視覚障害者が利用するエレベーターに限る。)に規定する事項

(2) (1)のエレベーター以外のエレベーター

イ 不特定かつ多数の者が利用するエレベーター 基準省令第18条により読み替えて適用される基準省令第7条第2項に規定する事項及び同条第4項に規定する事項

ロ 主として高齢者、身体障害者等が利用するエレベーター 基準省令第18条により読み替えて適用される基準省令第7条第2項に規定する事項

(新 設)

(新 設)

第5節 住宅借入金等特別控除

第41条の3の2((特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例))関係

改 正 後	改 正 前
(要介護認定、要支援認定を受けている者又は障害者に該当する者の判定) 41の3の2—1 措置法第41条の3の2第1項に規定する居住者又は居住者と同居を常況とする親族が介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定(以下この項において「要介護認定」という。)若しくは同条第2項に規定する要支援認定(以下この項において「要支援認定」という。)を受けている者又は法第2条第1項第28号に規定する障害者(以下この項において「障害者」という。)に該当する者であるかどうかの判定は、措置法第41条の3の2第1項に規定する住宅の増改築等をして、その家屋を居住の用に供した日の属する年の12月31日(これらの者が年の中途において死亡した場合には、その死亡の時。また、これらの者が年の中途において要介護認定若しくは要支援認定を受けている者又は障害者に該当する者に当たらないこととなった場合には、その当たらないこととなった時の直前の時。)の現況によることに留意する。 なお、当該判定の時において要介護認定又は要支援認定を受けていない者であっても、当該認定を申請中であり、同項の規定の適用を受けようとする確定申告書を提出するときまでに当該申請に基づき当該認定を受けた者は、当該判定の時において要介護認定又は要支援認定を受けている者として差し支えない。 (増改築等住宅借入金等の金額の合計額が住宅の増改築等に要した費用等の額を超える場合) 41の3の2—2 措置法第41条の3の2第1項又は第4項に規定する増改築等住宅借入金等の金額とは、同条第3項各号又は第6項に掲げる借入金又は債務の金額の合計額をいうのであるが、次に掲げる場合には、その合計額のうちそれぞれに掲げる金額に達するまでの部分の金額が当該増改築等住宅借入金等の金額となることに留意する。 (1) 同条第1項又は第4項に規定する住宅の増改築等(以下この項において「住宅の	(要介護認定、要支援認定を受けている者又は障害者に該当する者の判定) 41の3の2—1 措置法第41条の3の2第1項に規定する居住者又は居住者と同居を常況とする親族が介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定(以下この項において「要介護認定」という。)若しくは同条第2項に規定する要支援認定(以下この項において「要支援認定」という。)を受けている者又は法第2条第1項第28号に規定する障害者(以下この項において「障害者」という。)に該当する者であるかどうかの判定は、措置法第41条の3の2第1項に規定する住宅の増改築等(以下第41条の3の2関係において「住宅の増改築等」という。)をして、その家屋を居住の用に供した日の属する年の12月31日(これらの者が年の中途において死亡した場合には、その死亡の時。また、これらの者が年の中途において要介護認定若しくは要支援認定を受けている者又は障害者に該当する者に当たらないこととなった場合には、その当たらないこととなった時の直前の時。)の現況によることに留意する。 なお、当該判定の時において要介護認定又は要支援認定を受けていない者であっても、当該認定を申請中であり、同項の規定の適用を受けようとする確定申告書を提出するときまでに当該申請に基づき当該認定を受けた者は、当該判定の時において要介護認定又は要支援認定を受けている者として差し支えない。 (増改築等住宅借入金等の金額の合計額が住宅の増改築等に要した費用等の額を超える場合) 41の3の2—2 措置法第41条の3の2第1項に規定する増改築等住宅借入金等の金額とは、同条第3項各号に掲げる借入金又は債務の金額の合計額をいうのであるが、次に掲げる場合には、その合計額のうちそれぞれに掲げる金額に達するまでの部分の金額が当該増改築等住宅借入金等の金額となることに留意する。 (1) 住宅の増改築等に係る増改築等住宅借入金等の金額の合計額が、当該住宅の増

増改築等」という。)に係る増改築等住宅借入金等の金額の合計額が、当該住宅の増改築等に係る工事に要した費用の額(以下第41条の3の2関係において「住宅の増改築等に要した費用の額」という。)を超える場合 住宅の増改築等に要した費用の額

(2) 住宅の増改築等及び敷地の取得の両方に係る増改築等住宅借入金等の金額の合計額が、当該住宅の増改築等に要した費用の額と当該敷地の取得の対価の額(以下第41条の3の2関係において「敷地の取得対価の額」という。)との合計額(以下第41条の3の2関係において「住宅の増改築等に要した費用等の額」という。)を超える場合 住宅の増改築等に要した費用等の額

(3) 敷地の取得に係る増改築等住宅借入金等の金額の合計額が、当該敷地の取得対価の額を超える場合 敷地の取得対価の額

(注) 1 増改築等住宅借入金等の金額の合計額が住宅の増改築等に要した費用の額、住宅の増改築等に要した費用等の額又は敷地の取得対価の額(以下この項において「増改築等に要した費用の額等」という。)を超えるかどうかの判定は、措置法第41条の3の2第1項又は第4項の規定の適用を受ける各年ごとに、かつ、個々の住宅の増改築等又は敷地の取得ごとに行うのであるが、その判定を行う場合の増改築等住宅借入金等の金額の合計額は、同項の規定の適用を受ける各年ごとの12月31日における現実の増改築等住宅借入金等の金額の残高の合計額をいう。

2 当該住宅の増改築等(敷地の取得を含む。)において措置法第70条の3((特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例))及び同法第70条の3の2((住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税に係る贈与税の特別控除の特例))の規定の適用を受ける場合の、増改築等住宅借入金等の金額の合計額が増改築等に要した費用の額等を超えるかどうかの判定は、同法第70条の3第3項第5号に規定する住宅取得等資金のうち、相続税法第21条の12((相続時精算課税に係る贈与税の特別控除))の規定の適用を受ける部分の金額及び措置法第70条の3の2

改築等に係る工事に要した費用の額(以下第41条の3の2関係において「住宅の増改築等に要した費用の額」という。)を超える場合 住宅の増改築等に要した費用の額

(2) 住宅の増改築等及び敷地の取得の両方に係る増改築等住宅借入金等の金額の合計額が、当該住宅の増改築等に要した費用の額と当該敷地の取得の対価の額(以下第41条の3の2関係において「敷地の取得対価の額」という。)との合計額(以下第41条の3の2関係において「住宅の増改築等に要した費用等の額」という。)を超える場合 住宅の増改築等に要した費用等の額

(3) 敷地の取得に係る増改築等住宅借入金等の金額の合計額が、当該敷地の取得対価の額を超える場合 敷地の取得対価の額

(注) 1 増改築等住宅借入金等の金額の合計額が住宅の増改築等に要した費用の額、住宅の増改築等に要した費用等の額又は敷地の取得対価の額(以下この項において「増改築等に要した費用の額等」という。)を超えるかどうかの判定は、措置法第41条の3の2第1項の規定の適用を受ける各年ごとに、かつ、個々の住宅の増改築等又は敷地の取得ごとに行うのであるが、その判定を行う場合の増改築等住宅借入金等の金額の合計額は、同項の規定の適用を受ける各年ごとの12月31日における現実の増改築等住宅借入金等の金額の残高の合計額をいう。

2 当該住宅の増改築等(敷地の取得を含む。)において措置法第70条の3((特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例))及び同法第70条の3の2((住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税に係る贈与税の特別控除の特例))の規定の適用を受ける場合の、増改築等住宅借入金等の金額の合計額が増改築等に要した費用の額等を超えるかどうかの判定は、同法第70条の3第3項第5号に規定する住宅取得等資金のうち、相続税法第21条の12((相続時精算課税に係る贈与税の特別控除))の規定の適用を受ける部分の金額及び措置法第70条の3の2

改 正 後	改 正 前
の規定の適用を受ける部分の金額を含まないで計算した金額に基づいて行う。 3 増改築等に要した費用の額等には、その家屋の当該住宅の増改築に係る部分又は敷地のうちにその者の居住の用以外の用に供される部分がある場合における当該居住の用以外の用に供される部分に対応する住宅の増改築等に要した費用の額等が含まれる。	の規定の適用を受ける部分の金額を含まないで計算した金額に基づいて行う。 3 増改築等に要した費用の額等には、その家屋の当該住宅の増改築に係る部分又は敷地のうちにその者の居住の用以外の用に供される部分がある場合における当該居住の用以外の用に供される部分に対応する住宅の増改築等に要した費用の額等が含まれる。
<u>(高齢者等居住改修工事等の範囲)</u> 41の3の2—3 措置法第41条の3の2第2項に規定する<u>高齢者等居住改修工事等</u>とは、平成19年3月30日国土交通省告示第407号に掲げる工事(以下この項において「本体工事」という。)及び当該本体工事と同時に行う本体工事が行われる構造又は設備と一体となって効用を果たす設備の取替え又は取付けに係る改修工事(以下この項において「一体工事」という。)をいうのであるが、エレベーターの設置その他の単独で行われることも通常想定される工事で、本体工事と併せて行うことが必ずしも必要でないものは当該一体工事には含まれないことに留意する。	<u>(特定増改築等の範囲)</u> 41の3の2—3 措置法第41条の3の2第2項に規定する<u>特定増改築等</u>とは、平成19年3月30日国土交通省告示第407号に掲げる工事(以下この項において「本体工事」という。)及び当該本体工事と同時に行う本体工事が行われる構造又は設備と一体となって効用を果たす設備の取替え又は取付けに係る改修工事(以下この項において「一体工事」という。)をいうのであるが、エレベーターの設置その他の単独で行われることも通常想定される工事で、本体工事と併せて行うことが必ずしも必要でないものは当該一体工事には含まれないことに留意する。
<u>(地方公共団体からの補助金等)</u> 41の3の2—4 措置法第41条の3の2第2項に規定する地方公共団体からの補助金等(以下この項において「補助金等」という。)には、助成金又は給付金等として交付されるものであっても、<u>高齢者等居住改修工事等を含む特定工事</u>の費用に充てるために交付されるものは含まれるのであるが、例えば、増改築等住宅借入金等の利子の支払に充てるために交付されるもの(以下この項において「利子補給金」という。)は含まれないことに留意する。 ただし、利子補給金であっても、補助金等と同一の補助制度等に基づいて交付され	<u>(地方公共団体からの補助金等)</u> 41の3の2—4 措置法第41条の3の2第2項に規定する地方公共団体からの補助金等(以下この項において「補助金等」という。)には、助成金又は給付金等として交付されるものであっても、<u>特定増改築等に係る改修工事を含む住宅の増改築等に係る工事</u>の費用に充てるために交付されるものは含まれるのであるが、例えば、増改築等住宅借入金等の利子の支払に充てるために交付されるもの(以下この項において「利子補給金」という。)は含まれないことに留意する。 ただし、利子補給金であっても、補助金等と同一の補助制度等に基づいて交付され

るものは含まれる。

第6節 その他の特例

第41条の18((政治活動に関する寄附をした場合の寄附金控除の特例又は所得税額の特別控除))関係

(その年分の所得税の額の100分の25に相当する金額の意義)

41の18—2 措置法第41条の18第2項に規定する「その年分の所得税の額の100分の25に相当する金額」は、同項、措置法第10条、第10条の2第3項及び第4項、第10条の3第3項及び第4項、第10条の4第3項、第4項及び第6項、第10条の5第3項及び第4項、第10条の6第3項及び第4項、第41条並びに第41条の3の2の規定、法第92条及び第95条の規定並びに災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)第2条の規定を適用しないで計算したその年分の所得税額の100分の25に相当する金額をいうものとする。

第41条の19((特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例))関係

(払込みにより取得した者から贈与等により取得した場合)

41の19—1 措置法第41条の19第1項の規定は、同項に規定する特定新規株式(以下この項及び41の19—2において「特定新規株式」という。)を払込みにより取得した者に限り適用があるのであるから、特定新規株式を払込みにより取得した者から当該特定新規株式を贈与、相続又は遺贈により取得した者については、同項の規定の適用はないことに留意する。

るものは含まれる。

第6節 その他の特例

第41条の18((政治活動に関する寄附をした場合の寄附金控除の特例又は所得税額の特別控除))関係

(その年分の所得税の額の100分の25に相当する金額の意義)

41の18—2 措置法第41条の18第2項に規定する「その年分の所得税の額の100分の25に相当する金額」は、同項、措置法第10条、第10条の2第3項及び第4項、第10条の3第3項及び第4項、第10条の4第3項及び第4項、第10条の5第3項及び第4項、第10条の6第3項及び第4項、第10条の7、第41条並びに第41条の3の2の規定、法第92条及び第95条の規定並びに災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)第2条の規定を適用しないで計算したその年分の所得税額の100分の25に相当する金額をいうものとする。

(新 設)

(新 設)

改 正 後	改 正 前
<u>(控除対象特定新規株式数の計算)</u> <u>41の19—2 措置法令第26条の28の3第2項に規定する控除対象特定新規株式数の計算における同項第2号に規定する譲渡又は贈与には、特定新規株式の払込みによる取得の日以前に行われたその年中の同号に規定する同一銘柄株式(以下41の19—3において「同一銘柄株式」という。)の譲渡又は贈与も含まれるのであるから留意する。</u>	(新 設)
<u>(相続等により取得した場合の取得価額)</u> <u>41の19—3 措置法第41条の19第1項の規定の適用を受けることができる者が年の中途において死亡し、その相続人又は受遺者により、被相続人に係る同項の規定の適用を受ける旨の所得税法第125条((年の中途で死亡した場合の確定申告))に規定する申告書が提出された場合には、当該被相続人の死亡のときにおいて措置法令第26条の28の3第6項の規定に準じて計算した取得価額が当該同一銘柄株式を相続又は遺贈により取得した者の取得価額となることに留意する。</u>	(新 設)
第41条の19の3((電子証明書を有する個人の電子情報処理組織による申告に係る所得税額の特別控除))関係	第41条の19の3((電子証明書を有する個人の電子情報処理組織による申告に係る所得税額の特別控除))関係
<u>(税額控除等の順序)</u> <u>41の19の3—2 税額控除等は、次に掲げる順序により行うものとする。</u> (1) 措置法第25条第1項の規定による肉用牛の売却による農業所得の免税 (2) 法第92条の規定による配当控除 (3) 措置法第10条の規定による試験研究を行った場合の所得税額の特別控除 (4) 措置法第10条の2の規定によるエネルギー需給構造改革推進設備を取得した場	<u>(税額控除等の順序)</u> <u>41の19の3—2 税額控除等は、次に掲げる順序により行うものとする。</u> (1) 措置法第25条第1項の規定による肉用牛の売却による農業所得の免税 (2) 法第92条の規定による配当控除 (3) 措置法第10条の規定による試験研究を行った場合の所得税額の特別控除 (4) 措置法第10条の2の規定によるエネルギー需給構造改革推進設備を取得した場

合の所得税額の特別控除

- (5) 措置法第10条の3の規定による中小企業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除
- (6) 措置法第10条の4の規定による事業基盤強化設備を取得した場合等の所得税額の特別控除
- (7) 措置法第10条の5の規定による沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の所得税額の特別控除
- (8) 措置法第10条の6の規定による情報基盤強化設備等を取得した場合の所得税額の特別控除
- (9) 措置法第41条の規定による住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除（同法第41条の3の2の規定による特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例を含む。）
- (10) 措置法第41条の18第2項の規定による政治活動に関する寄附をした場合の所得税額の特別控除
- (11) 措置法第41条の19の2の規定による既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除
- (12) 措置法第41条の19の3の規定による電子証明書を有する個人の電子情報処理組織による申告に係る所得税額の特別控除
- (13) 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第2条の規定による所得税の額の軽減又は免除
- (14) 法第95条の規定による外国税額控除

(経過的处理い…改正前の措置法等の適用がある場合)

改正法令(所得税法等の一部を改正する法律(平成20年法律第23号)、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令(平成20年政令第161号)及び租税特別措置法施行規則の

合の所得税額の特別控除

- (5) 措置法第10条の3の規定による中小企業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除
- (6) 措置法第10条の4の規定による事業基盤強化設備を取得した場合の所得税額の特別控除
- (7) 措置法第10条の5の規定による沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の所得税額の特別控除
- (8) 措置法第10条の6の規定による情報基盤強化設備等を取得した場合の所得税額の特別控除
- (9) 措置法第10条の7の規定による教育訓練費の額が増加した場合の所得税額の特別控除
- (10) 措置法第41条の規定による住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除（同法第41条の3の2の規定による特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例を含む。）
- (11) 措置法第41条の18第2項の規定による政治活動に関する寄附をした場合の所得税額の特別控除
- (12) 措置法第41条の19の2の規定による既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除
- (13) 措置法第41条の19の3の規定による電子証明書を有する個人の電子情報処理組織による申告に係る所得税額の特別控除
- (14) 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第2条の規定による所得税の額の軽減又は免除
- (15) 法第95条の規定による外国税額控除

(新 設)

改 正 後	改 正 前
<u>一部を改正する省令(平成20年省令第30号))による改正前の措置法、措置法令及び措置法規則(改正法令の附則により読み替えられて適用される改正前の措置法、措置法令、措置法規則を含む。)の規定の適用を受ける場合の取扱いについては、この法令解釈通達の改正前の「租税特別措置法に係る所得税の取扱いについて」の取扱いによる。</u>	